

八尾市立小・中学校適正規模等審議会答申案に対する市民意見について

八尾市立小・中学校適正規模等審議会では、答申策定にあたり、八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例第12条の規定に準ずるとともに、「市民意見提出制度に関する指針」に基づき、答申案を公表し、市民意見提出制度（パブリックコメント）を実施しました。その結果及び提出された市民意見と、それに対する答申案作成時点での審議会の考え方を整理しました。

(1) 意見募集期間

平成22年4月1日（木）～平成22年4月30日（金）

(2) 提出方法別の提出人数及び意見数

提出方法	提出人数（人）	意見件数（件）
直接持参	1	1
電子メール	2	3
FAX	36	29
郵便	0	0
合計	39	33

複数項目にわたるご意見をいただいた場合は、関連項目ごとに分割して整理しました。

また、ご提出いただいたご意見は原文のままの掲載を基本としつつ、趣旨を損なわないように要約させていただいたものもあります。

(3) 提出された意見・提言の内容及び審議会の考え方

番号	項目	ページ	行	意見・提言箇所	意見・提言内容	審議会の考え方
1	第1章 2. 学級数の多い学校、学級数の少ない学校の良い点と課題	5	11	(2) 学級数の少ない学校	良い点に追加、地域との関係、保護者とのよりきまこまかい関係が生まれる。 課題はそのとおりですが、校内で克服することも可能でした。メリットの方がずっと大きかった。	ご指摘の点については、良い点である一方、学級数が少ないことによる課題もあると考えています。なお、大規模校、小規模校にはそれぞれの良さや課題があり、各学校ではその良さを活かしながら、課題克服に向けて様々な工夫や努力が行われています。
2	第1章 3. 通学区域の現状と課題	6	1	3. 通学区域の現状と課題	現在、子供が小学校に通っていますが、周辺は別の小学校に通学しています。距離においても交通事情においても環境においても居住区の小学校へ通学するより、周辺の子供たちと同じ学校へ通学することが子供にとっても最適に思うのですが、見直しを検討していただけないでしょうか。 選挙の時の投票場所小学校は周辺の子供たちの通う小学校になるということは市役所の区切りではこの地域はその小学校校区内と同じ扱いにされているのではないのでしょうか？ 子供たちは幼い頃から近くの公園を中心に友達を作り友達は集団で同じ小学校に登校するにもかかわらず私達の住む地域の子供達は歩道のない危険な道路や交差点を歩き個人個人で遠い居住区の小学校まで通っています。その上、小学校でできた友達と遊ぶため放課後も危険な経路で出かけているようです。周辺に大勢同級生がいるのにおかしくはないですか？ 何か事故があってからでないと検討してもらえないのでは意味がありません。何か起こ	審議会では、大規模校、小規模校に対する方策について審議しており、個別の学校に対する方策や望ましい学校規模にある学校の通学区域のあり方等については審議の対象としていません。なお、ご指摘いただいた点については、教育委員会における課題であると考えています。

番号	項目	ページ	行	意見・提言箇所	意見・提言内容	審議会の考え方
					<p>る前に最適な環境を子供たちに与えてください。特にここ数年周辺はどんどんマンションが建ち環境が変わっているので校区の検討が必須だと思います。国の示す目安範囲だから問題ないのではなく八尾市民のために少しでも安全で子供達が過ごしやすい環境を目指す八尾市であってほしいと思います。</p> <p>どうか今後のためにもこの問題のご検討よろしくをお願いします。</p>	
3	第2章 1. 学校規模等の適正化の必要性	7	1	1. 学校規模等の適正化の必要性	<p>適正規模を論じていますが、「小学校 25 学級、中学校 19 学級以上」を「望ましくない」とするなら、まず今すぐにその該当校の分離新設を考えるべきではありませんか。「過大校」と「過小校」とも同じテーブルで解決しようというのは、結局、「経済」効率のみで教育行政をしていると判断せざるをえません。</p>	<p>望ましい学校規模を大幅に上回る学校については、抱える課題は深刻であり、早急な対応が必要であると考えています。</p> <p>しかしながら、近年の厳しい財政状況の下、教育であるからといって十分に予算を確保することは難しく、教育行政の効率的な運営を図る観点からも検討する必要があると考えています。</p>
4	第2章 2. 学校規模等の適正化について検討する際の視点	8	1	2. 学校規模等の適正化について検討する際の視点	<p>八尾市の小中学校の規模について検討する時期であることは確かです。厳しい財政であっても、人数や学級数だけで割り出すのではなく、子どもたちのことをしっかり考えて、楽しい学校をつくるのが第一である。学校統廃合したり通学区域を拡大したりせず、またどの子も等しく学べるように、地域で、みんなで子どもたちを育てられるような答申案を作ってください。</p>	<p>学校規模等の適正化の検討にあたっては、児童生徒数や学級数の数字だけで考えるのではなく、児童生徒の立場にたち、将来のためにより良い教育環境を整備することを念頭に審議しています。</p>
5	第3章 1. 大規模校に対する方策	10 ～ 11		1. 大規模校に対する方策	<p>そもそも少子化が進行するこの時期になって方策を考えるということに、時機を逸した感がある。児童数のピーク時以前に抜本的な対策を講じられず、結局、子どもたちや教職員が厳しい環境の中での活動を強いられた。そのことをまず、総括していただきたい。</p>	<p>審議会においてもこの問題について、「教育委員会は、今まで何をしていたのか。」という指摘がありました。教育委員会からは、「教育委員会自身も遅くなったと感じている。今後、この遅れを取り戻していきたい。」旨の発言があり、このような総括のもとに今回、本審議会が設置されたものと考えています。</p>
6	第3章 1. 大規模校に対する方策	10 ～ 11		1. 大規模校に対する方策	<p>大規模校の解消を第一義に考えてください。</p> <p>適正規模を考えるのであれば、古く汚い校舎、数が少ない便器や水道の蛇口、利用するクラスが多いため二クラス単位でしか使えない運動場や体育館での体育の授業、休み時間には子どもたちでゴった返す運動場や階段、けがの絶えない学校、それが大規模校です。教育の機会均等という観点から見れば小規模校との違いは明らかです。多ければ切磋琢磨し、強い人間になるかのように言われますが、それは結果としてそうなる子どももいるが教育的配慮でそうなるものではありません。教育的無策が生み出すものです。児童数が多い故に起こるけんかやトラブルも煩雑に起こり、教職員も子どもも疲弊していきます。</p> <p>こういうところにこそ行政の温かい手がさしのべられる必要があります。</p>	<p>大規模校の課題については、ご指摘いただいているとおりであります。特に、望ましい学校規模を大幅に上回っている学校では、抱える課題は深刻であり、早急な対応が必要であると考えています。</p>
7	第3章 1. 大規模校に対する方策	10 ～ 11		1. 大規模校に対する方策	<p>以前にも増して困難な財政状況の中で「分離」等の対応ができないのであれば、早急に通学区域の変更を実現するべきだ。克服すべき様々な課題があることは承知しているが、市長部局を含め、すぐに検討を進めてほしい。その間、学校施設面の充実に向けては最大限の配慮が必要だ。</p>	

番号	項目	ページ	行	意見・提言箇所	意見・提言内容	審議会の考え方
8	第3章 2. 小規模校に対する方策	12 ～ 13		2. 小規模校に対する方策	適正規模はクラス数のみで計れるものではありません。 教育上一番必要なことは、一人ひとりの子どもたちにどれくらい行き届いたきめ細かな教育を行うことができるかです。特に現在のような社会状況の中では自分に自信が持てない子どもたちをいかに温かく包み込み、自信を持たせて成長を促すかすすめていかなければなりません。そのためにはクラスの人数や学校規模は少ない方がいいのです。ヨーロッパでは総数100名程度の学校が主流といわれています。地域とともにゆったりと子どもを育てていく環境としては、日本の学校は規模が大きすぎます。100名程度の学校にすることを考えましょう。	学校規模等の適正化にあたっては、子どもの最善の利益を優先し、子どもの育ちにとってより良い教育環境を作ることを第一に考えなければならないと考えています。 しかしながら、クラス替えができたり、中学校において教科担任制を円滑に行うためには、一定の学校規模が必要であり、小・中学校ともに12学級を「望ましい学校規模」の下限としています。
9	第3章 2. 小規模校に対する方策	12	18	○ 学校の統廃合	大規模校を分離するのは理解もできますが、小規模校といっても山の中の分校って訳ではないでしょうから統廃合の案には反対です。少人数で豊かな教育環境が保障されるなら望ましいことだと考えます。	学校の統廃合については、小規模校に対する方策の1つではありますが、小規模校はただちに統廃合すべきであるとは考えていません。 しかしながら、様々な方策を講じても改善が見られない場合には学校の統廃合についても検討する必要がある、その場合には、保護者や地域住民等の意見を十分に聴取するとともに、理解を得た上で進めなければならないと考えています。
10	第3章 2. 小規模校に対する方策	12	18	○ 学校の統廃合	学校規模の適正化について検討するにあたっての大切な視点として「子どもの育ちにとってより良い教育環境を作る視点」（8ページ上段囲み）とありました。また、「学校の設立経過、校区の歴史、地域との関わり等に留意する視点」（8ページ上段囲み）ともあります。この視点に立って考えた時に『学校の統廃合』はあまりにもかけ離れていることと思います。子どもが少なくなる原因はまちづくりにも深く関わり、子どもが少ないという理由での統廃合は絶対に反対です。〔他25人〕	
11	第3章 2. 小規模校に対する方策	12	18	○ 学校の統廃合	全文をていねいに読みました。資料も多く、現在、将来の学校規模の推移もわかりました。私自身、公立小学校の教諭として37年間働いて来た者として小規模、大規模両校に勤め、その課題も秀でた点も実際にみてきました。 小規模校（分校で複式授業）では、ここにあげられる負の面は確かにありましたが、それを大きく上まわる利点がたくさんあった。子どもの成長（学力や人格形成とかかわり）や地域とのつながりは本当に優れたものであり、大規模校では考えられないものでした。当時の子どもが現在大人となってその経過をみるにつけ実証されていると確信します。財政的な理由で絶対に統廃合しないほしい。特に「都会」（全国的には）である八尾市での通学問題はのりこえられると考えます。大規模校の分離、分校化はぜひ進めてほしいです。	
12	第3章 2. 小規模校に対する方策	12	18	○ 学校の統廃合	小規模校では、どの教職員も一人ひとりの児童・生徒に対する理解がしやすく、一人ひとりの児童生徒への教職員集団としての取り組みがおこないやすいです。子どもたちの成長を第一に考えるなら、100名前後の規模は、理想だといえます。確かに小規模校では教職員が少なく、その負担が大きくなる傾向があることは否めませんが、条件を整える方向で解決するのが世界の流れです。従って、これからも小規模化が進むと予想されている学校の統廃合はすすめるべきではありません。	

番号	項目	ページ	行	意見・提言箇所	意見・提言内容	審議会の考え方
13	第3章 2. 小規模校に対する方策	12	28	○ 施設一体型の小中一貫校	小・中学校が隣接しているのはお互いに理解しあえて良いと思いますが、9年間の一貫教育は教育課程まで入り込むと無理があるように思われる。	小中一貫教育については、新しい方法であり、ご指摘いただいたことを含めて、十分、検討する必要があると考えています。 なお、「小中一貫教育に関する事項」については、「今後の研究課題」の1つとして、教育委員会に対して引き続き研究を深めるよう要望しています。
14	第3章 2. 小規模校に対する方策	12	28	○ 施設一体型の小中一貫校	施設一体型の小中一貫校の考え方にも賛同できる。幼・小・中連携の大切さが強調されるが、現実には、そのとりくみについては学校間・地域間の温度差があるように思う。モデル的に実施し、その成果を発信できる学校があってもいい。 ただし、今の現場は多忙を極めているので、とりくみ課題を絞り込むとともに、これ以上の教職員負担増にならぬような配慮と環境整備が必要だ。	
15	第3章 2. 小規模校に対する方策	12	28	○ 施設一体型の小中一貫校	施設一体型の小中一貫校は公立の中ではそうでない中・小の所で差が出てくるのではないかと思うので部分的に行うのは反対です。	
16	第3章 2. 小規模校に対する方策	12	28	○ 施設一体型の小中一貫校	子どもの発達や学習指導内容の系統化などを十分時間をかけて案をつくり、親も含めて理解をしていくことが大切で、形から入ることのないように慎重にあつかって下さい。小中一貫校・小中一貫教育は、教育委員会、現場の教職員、地域の方々と時間をかけて十分話し合ってほしい。6・3制をこえるものとして体系としても発達の節としても行事のあり方など多面的に慎重な話し合いをつづけてほしい。絶対に、突然の変更はしないでほしい。	
17	第3章 2. 小規模校に対する方策	12	28	○ 施設一体型の小中一貫校	施設一体型の小中一貫校が品川区などにできていますが、子どもたちにも過度の課題を強いることになっていると聞いています。小規模校を統廃合し、施設一体型の小中一貫校にすることはやめるべきです。	
18	第3章 2. 小規模校に対する方策	13	1	○ 小規模特認校制度	特認校の設置は必要ありません。ここには特別選ばれた生徒か、落ちこぼれの生徒が行くところという風評がたち、差別となるでしょう。	
19	第3章 2. 小規模校に対する方策	13	1	○ 小規模特認校制度	小規模校の特性をいかした、小中一貫校や特認校の試みを始めてもよいのではないか。 今、日本語指導を必要とする子どもたちが多くの学校に在籍している。多数在籍校では日本語指導ができる教職員や通訳のスタッフがいるが、点在校では十分な支援ができず、子どもたちの学力問題や保護者の対応に苦慮している。たとえば、特認校を設けて外国人の子どもたちを通わせるということはどうか？	
20	第3章 2. 小規模校に対する方策	13	1	○ 小規模特認校制度	小規模特認校制も時には適正規模区域からの希望者も出たり、例えばいじめなどで変わったりと、入学の受入れも複雑な問題がおきてきます。もっと慎重に考え、出た意見も知らせてほしいと思います。	

番号	項目	ページ	行	意見・提言箇所	意見・提言内容	審議会の考え方
21	第3章 3. 大規模校、 小規模校に 共通する 方策	14	8	○ 学校選択制	この制度では、各学校が切磋琢磨することで、特色ある教育活動が進むことが期待されますが、私はこのような制度を導入すれば学校の格差につながり、ますます競争教育のまっただ中に子どもたちを放り出すことになると思います。地域の中で近所の大人たちの見守る中でこそ子どもの安全も守られるものと思いますし、遠くから通ってくるようなことになれば、子どもにとっても負担が大きいです。	学校選択制については、中学校区を単位とした教育コミュニティの構築を推進している八尾市においては、なじまない制度であると考えています。
22	第3章 3. 大規模校、 小規模校に 共通する 方策	14	8	○ 学校選択制	学校選択制はすでに実施されているところでも明らかなように学校格差を生み、生徒たちに差別意識が広がる等、多くの問題があります。やめた方が良いでしょう。	
23	第3章 3. 大規模校、 小規模校に 共通する 方策	14	8	○ 学校選択制	学校選択制について「八尾市においては、なじまない制度」と判断されたことは、大変評価できる。	
24	第3章 3. 大規模校、 小規模校に 共通する 方策	14	20	○ 調整区域の 設置	実は私自身が生徒数急増の時に、小学校、中学校を送ったので、大規模の学校の問題は実感しています。そして、越境入学も実質上は黙認されていたので、遠くまで通学していて、他にもそういう生徒はいるものの、通学の遠さはしんどい思いをしました。しかも兄弟3人とも違う小・中学校へ行ったので共通の思い出がない事は今も残念と思うので、是非、兄弟別々の学校等は避けていただきたいものです。	調整区域の設置については、今後、十分に検討する必要があると考えています。
25	第4章 1. 学校規模等の 適正化を実施 する上での 留意点	15 ～ 16		1. 学校規模等の 適正化を実施 する上での 留意点	私どもは、3年前に新築を購入致しましたが、その際、現在の通学区域である事が、購入を決めた理由のひとつになっています。子供も楽しく学校に通っており、親としても、校風に満足しています。私どものように、現在の通学区域である事が新築購入の条件のひとつになっている家庭は多いのではないのでしょうか。答申（案）にもありましたように、学校規模調整を進められる際には、ぜひとも過去に審議された経験を活かされるよう強く望みます。	通学区域の変更については、今後、十分な検討が必要であり、その検討にあたっては、八尾市において過去に通学区域を変更した際の経験を十分に活かす必要があると考えています。
26	第4章 1. 学校規模等の 適正化を実施 する上での 留意点	16	10	○ 人権尊重の 視点に立った 適正化	八尾市は40数年前、中学校を分離した際に、同和地区に新設される中学校に行かせたくないという親達が差別署名を行うという部落差別事件がありました。その部落差別意識は今もなお、差別校区間い合わせ事件、土地調査差別事件などに表れるように、根強く残っています。この答申によって、差別が再生産されないように、はっきりと見出しに「差別解消」または「差別を再発させない視点」の文言を明記してください。また、「他の自治体での取り組み」や「過去の八尾市においての通学区域の変更等について審議した際の経験」では何のことかわからないので、具体的に明記して下さい。〔他25人〕	学校規模等の適正化によって、差別が生じたり、差別を助長させることがあってはならないと考えており、「人権尊重の視点に立った適正化」を学校規模等の適正化を実施する上での留意点の1つとして位置づけています。 また、答申全般にわたって、地名や事象等が特定されないような表記方法をとっています。

番号	項目	ページ	行	意見・提言箇所	意見・提言内容	審議会の考え方
27	第4章 1. 学校規模等の適正化を実施する上での留意点	16	17	○ 個別の学校に関する計画の作成	<p>少子高齢社会に移行していく中での、地域・教育基盤の設定 学校規模では、学級数の減少が教育集団としての運営に支障が生じていることが、検討の背景にあり、効率的な運営や子どもの育成支援環境として、ゆるやかに問題が顕在化してきていると思われます。</p> <p>しかし、今後何を基本的な枠組みとして「再編成を進めていくのか」という点に議論が及んでいないように感じました。</p> <p>「校区」という形で示される教育環境基盤を再編していこうとしているのですから、議論の順番として15中学校区が適切なのかをまず検証すればよいのです。生徒数300を割り込む学校をどう考えるかを考え方として整理できれば、方向性は見えてくるのではないのでしょうか。</p> <p>統合化、校区再編化の手法に踏み込んでケーススタディを 学校の規模の議論で気になるのは、数字としての表現が少なく、感傷的な表記や「配慮」という抽象的な言い回しが多いことです。</p> <p>確かに特定の校区や学校名をあげて検討するのは問題が多いのかもしれませんが。しかし限られた人材と財源で『効率的』な学校運営と、『目に見える効果』及び『教育権保障』を求められる教育行政の分野で、このままなら「課題は分かっていたが打つ手がなかった」と10年後に担当者が反省の回答をすることになります。</p> <p>中学校区の検証を踏まえ、20年間は不採算でも15中学校区を維持するとの基本方針を固めるなら、その線に沿って小学校の再編プランに着手してはどうでしょうか。全国的に観れば都市圏での児童減少で学校を統廃合しているケースは先進例としてかなりあるはずで、こうした先例を参考にしながら、基本の枠組みをどこに設定するかを担当として明確にすれば、具体的な手法は見えてくるはずです。</p> <p>継続して研究するチームと検討プログラム立案を 政策立案の手法として正しいのかが見直される必要があると感じました。何から整理して議論を進めるのかが、不明確なのではないかと思います。</p> <p>このまま答申を放置するのではなく、教育委員会全体の3～5年の課題として研究・政策立案していく方針を固め、まずは行政素案を作る作業チームを委員会全体の合意・意思決定の元に組織していく必要があります。現に小学校は8校程度が児童数300人以下となりつつあるのですから、この検証と対処方針を数案ずつ行政のケーススタディ案として提示することで、ようやく市民の目線で問題が顕在化してくることになると思われます。</p> <p>一市民が第3者的に申し上げて申し訳ないのですが、外部のコンサルタントや知見に協力を得つつも、行政職員が回答試案を見出していくしか、道は無いと思います。感情的な反論を含め、議論を生み出し、ゆるやかに衰退しつつある教育環境基盤の確かな再編を目指してください。</p>	<p>学校規模について小学校と中学校の望ましい学校規模を明示するとともに、それに基づいて、大規模校並びに小規模校の定義づけを行いました。この定義は、学校規模等の適正化について検討する際の基本となると考えています。</p> <p>また、審議会では、個別の学校に対する方策については審議対象としておらず、ご提案の「ケーススタディ」のような検討は行っていません。</p> <p>ただし、「個別の学校に関する内容を盛り込んだ計画を教育委員会において作成されること」を学校規模等の適正化を実施する上での留意点の1つとして位置づけています。</p>

番号	項目	ページ	行	意見・提言箇所	意見・提言内容	審議会の考え方
28	第4章 1. 学校規模等の適正化を実施する上での留意点	16	28	○ 取組みの検証	学校現場の教職員は今、非常に疲れている。「教育改革」という名目で次々に取り組むべき課題が増え多忙を極めている。教職員増等、教育環境が大きく変わらないと、根本的な解決は難しいのであろうが、このままでは、直面する課題について十分に検討することすら容易ではない。とりわけ、小規模校の現場は、少ない教職員で他の学校と同じ仕事や出張等をこなさねばならず、子どもに向き合う時間にも影響を及ぼしている。また、今後、規模適正化のとりくみが進めば、当然だが、学校での議論や検討も必要になってくるだろう。学校のさまざまなとりくみを検証し、職場の多忙化を解消する具体的な手立てを本気で講じていかないと、学校規模適正化への道のりも遠くなる。	学校教育においても様々な改革が行われており、教育内容そのものが大きく変わる可能性があり、「必要に応じて取組みを見直すなどの検証を行うこと」を学校規模等の適正化を実施する上での留意点の1つとして位置づけています。
29	第4章 2. 今後の研究課題	17	1	2. 今後の研究課題	子どもが減少したり、増加したりするのは、教育の問題ではなく、大きな「まちづくり」の課題であります。その事は16ページ30行目「まちづくりに関する市全体での検討」でもふれられています。市全体では第5次総合計画の答申案が出たところであり、今後のまちづくりに関わって、さまざまな提案がされていくことと思います。その辺りについては、議事録を見たところ、総計の話しやまちづくり全体の議論はほとんどされていません。もちろんこの審議会はまちづくりを議論するものではありません。そういう意味では、今後の研究課題に「まちづくりと教育に関する事項」を追加してください。〔他25人〕	学校規模等の適正化は、市のまちづくりとの関連性が高いと考えられますが、教育委員会だけで検討することが難しいため、「市全体として総合的に検討されること」を学校規模等の適正化を実施する上での留意点の1つとして位置づけています。
30	第4章 2. 今後の研究課題	17	12	○ 学級定数に関する事項	私も最小12学級の学校が望ましいと考えています。が、そうする方法として、小規模校(11学級以下)から特例として、少人数学級をすすめていくという方法がいいと思います。現行の40人学級が限界であるということは、多方面から指摘されており、子ども達の健やかな発達にとっても、少人数でゆきとどいた教育がされるよう望んでいます。 35人、30人定員を小規模校から導入すべきです。現校区割りは、巣立った子どもたちの訪れるまなびやとして今のままにしてほしいです。	学級定数については、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」に基づいて40人(ただし、小学校1年生及び2年生については、大阪府教育委員会の制度により35人)と定められています。審議会では、このことを前提に審議を進めています。 また、「少人数学級」については、八尾市の学校教育の充実にとって重要な事項の1つであると考えており、「学級定数に関する事項」を今後の研究課題の1つとして位置づけ、教育委員会に対して引き続き研究を深めるよう要望しています。
31	第4章 2. 今後の研究課題	17	12	○ 学級定数に関する事項	学級数の推定を現在の「40人学級」基準でやっていますが、未来にわたってもそのままということはないのではありませんか。 学級定数の問題を八尾市として特別に配慮するとか検討するとか、当面必要なのではないのでしょうか。	
32	その他				統廃合、小中一貫校などを含む重大なこの問題をこのパブリックコメントひとつで「市民の声を聞いた」とされないように申しそえます。	今回、市民意見を募集したことは、現在、審議している内容をさらに多面的に検討する上で必要であったと考えています。 なお、「保護者や地域住民等、対象校関係者への配慮」を学校規模等の適正化を実施する上での留意点の1つとして位置づけ、対象校関係者と情報を共有するとともに、丁寧な説明や意見の聴取など、きめ細かな協議のもとに進めるよう、教育委員会に対して要望しています。

番号	項目	ページ	行	意見・提言箇所	意見・提言内容	審議会の考え方
33	その他				<p>何度も審議会を重ね、課題を整理し今後の方策について検討いただいたことに敬意を表する。学校現場から言わせていただくと、今回の答申案の内容は特段目新しいものはないが、今後、答申に基づき、着実に改善の施策が進むよう期待する。</p>	<p>「個別の学校に関する内容を盛り込んだ計画を教育委員会において作成されること」を学校規模等の適正化を実施する上での留意点の1つとして位置づけています。</p>